



政策Ⅲ 共に創りあうまちづくり

— 施策① 地域活動における男女共同参画の促進 —

施策の目的

男女が自らの意思により、地域活動に参画することができるよう、地域活動への参加・参画を阻害している慣行の見直しや啓発などを行うとともに、様々な事業を通じて、女性のエンパワーメントを支援します。

また、自治会、婦人会及び老人会などの各CSO間の交流を促進し、交流を通じて誰もが気軽に挨拶ができ、相談しあえる機会の創出や体制づくりを進めます。

現況と課題

地域活動の中で活躍する女性は、男性より多いにもかかわらず、組織の代表者など役職は男性がほとんどを占めています。

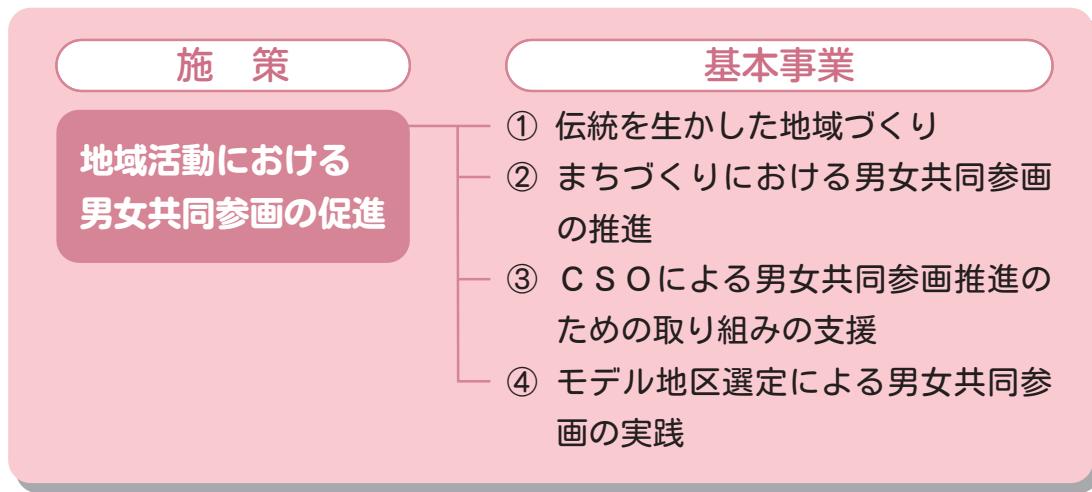
これは地域運営の中にある役割分担意識や女性の能力に対して何らかの偏見があるのかもしれません。しかし市内の自治会に占める女性の区長の割合は、平成17年度の0^{ゼロ}から、平成18年度1.7%と低い数値ながらも、上昇したことは、大きな一歩となります。

更に地域活動を活性化し、男女共同参画を進めるためには、より多くの人が活動に参加するとともに、活動の場での社会通念やしきたり・慣行などの固定的な役割分担意識を是正することが必要です。

そのため、女性の活動への参加・参画を阻害するような要因をできるだけ取り除き、市民の地域活動への参加を促進しながら男女共同参画になじまない慣行の見直しなどを行うほか、女性リーダーの養成や研修を積極的に実施することが必要です。



施策の体系



基本事業

① 伝統を生かした地域づくり

男女の参画による伝統的・文化や豊かな自然、景観を生かした地域づくりとともに、食育や生活環境の整備を充実させます。

No.	事務事業	内 容	担 当 課	状況及び時期	協 動
170	親子体験 農業教室 (佐賀農業農村 ふれあい運動)	みかんオーナー園事業、市内園児芋掘り体験、学童農園事業を行う市民グループに対し、助成を行います。	農林水産課	◎	○
171	地域活動における男女共同参画の推進	男女が共に自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するための啓発を行います。	企画課 総務課 生涯学習課	○ ○ ○	○
172	農業団体 育成事業	農業発展の核となる農業団体の男女共同の組織活動を支援することにより、継続的に活力ある農業者の育成を図ります。	農林水産課	◎	○
173	食育講座等事業	農業に携わったことのある女性の経験と知識を生かした事業を行います。	農林水産課	○	○
174	地域に伝わる 祭り等の参加 促進	地域に伝わる祭り等を市報・ホームページ等で紹介し、男女の参加を促します。	文化課	○	



② まちづくりにおける男女共同参画の推進

あらゆる分野への方針決定過程へ男女の参画を促進するため、男女共同参画に関する情報提供を行うなど、社会制度・慣行の固定的な考え方の改善を図ります。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
175	市の補助金 交付団体等への 協力要請	市の補助金を交付している各種団体 に対し、男女共同参画の推進に関する 協力を要請します。	関係各課	○	
176	観光ボランティア の育成	男女共同参画の視点を持った観光ボ ランティアの育成を図ります。	商工観光課	◎	
177	男女共同参画 推進支援事業	市民が行う男女共同参画社会の実現 を推進するための活動に対して支援 を行います。	企画課	◎	
178	一斉清掃への 参加促進	男女を問わず全市民に呼びかけ、地 域における清掃活動を行います。	生活環境課	◎	○
179	環境保全活動に 関する情報や 学習機会の提供	各種団体や学校等において、男女を 問わず環境問題に関する学習会等を 開催し、啓発に努めます。	生活環境課	◎	
43 (再掲)	社会制度や慣行 に関する調査	男女共同参画の視点で社会制度や慣 行についての調査を行います。	企画課	○	



③ C S Oによる男女共同参画推進のための取り組みの支援

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりの意識改革や自主的な行動が必要です。そのためC S Oと行政がパートナーとして協働することにより、各施策を推進して行くための体制づくりを図るとともに、その活動の拠点となる施設の整備を推進していきます。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
180	男女共同参画の視点に立った自主的な活動の支援	自主グループと連携し、男女共同参画社会に関する講演会等を開催し、学習の充実を図ります。	企画課	◎	○
181	行政職員の地域活動への参加促進	地域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市職員の参加を促進します。	総務課 企画課	○ ○	
182	C S Oなどとの連携強化	C S O活動の基盤を整備し、C S Oと行政が協力して事業を実施するとともに連携を強化します。	企画課 関係各課	◎ ○	○
183	市民活動拠点施設の運営・整備	市民活動拠点施設の整備に努め、コーディネーターを育成すると共に、市民のボランティア活動等を支援します。	企画課	○	○
184	地域活動団体への支援	地域コミュニティ(町内会、自治会、P T A、生涯学習団体等)の要請に基づいて、職員を派遣するなど活動の支援を行います。	企画課 生涯学習課	○ ○	○
185	市の広報媒体を利用した情報提供	市民による活動について、市広報やホームページ等を利用して情報を提供し、参加・利用を呼びかけます。	秘書広報課 関係各課	◎ ○	
186	地域活動施設の整備	地域自治会活動の拠点としての自治会集会施設の整備に対して、男女共同参画の視点に基づく整備の指導及び支援を行います。	生涯学習課	◎	





④ モデル地区選定による男女共同参画の実践

男女がともに自治会活動・コミュニティ活動へ参画することを促進するため、市民と行政が協働して実践するモデル地区を選定します。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
187	功労者表彰制度の制定	男女共同参画のまちづくりの推進に積極的に取り組む市民、事業者及び団体に対し表彰を行い、その取り組みを公表します。	企画課 秘書広報課	○ ○	
188	市民・団体などの交流機能の充実	市民の自主的な活動を支援するため、イベントや学ぶ機会、ボランティア募集、各種団体、各種指導者等の情報提供及び登録された団体等の交流の機会などを提供します。	企画課 生涯学習課 文化課 社会福祉課	○ ○ ○ ○	○
189	コミュニティ補助事業	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、自治会などが実施するコミュニティ活動事業、環境美化事業など宝くじ助成や県補助などの活用支援を行います。	企画課 文化課 関係各課	◎ ◎ ◎	
190	モデル地区選定	地域集落において男女共同参画を実践するモデル地区を選定します。	企画課	○	○
191	男女共同参画事業公募	男女共同参画に関する事業を市民・団体に公募します。	企画課	○	



— 施策② 労働・雇用における法律制度の周知 —

施策の目的

就労の場で女性が能力を十分発揮できる環境を整えることや、育児や介護を行う勤労者が仕事と家庭を両立できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など関係する法や制度を周知するとともに積極的な活用を促進します。

現況と課題

近年、働き続ける女性は着実に増えてきています。一方で、子育てや介護のため、止むなく退職する女性も少なくありません。また市職員をはじめ、市内において男性の育児休業取得者もほとんどない状況です。

平成17年度に実施した「市民意識調査」によると、年代で感じ方の違いはあるものの、職場では約60%の人が、男性が優遇されていると感じています。特に差別を受けたと感じているのは、約半数の女性が、職場と答えています。

総務省「平成14年度就業構造基本調査」から県内の労働雇用状況をみてみると、男性のパート雇用者は1割に満たないのですが、女性は、3割がパート雇用者で均等な雇用の機会と待遇が十分確保されているとは言えず、雇用における男女間の格差があります。

男女雇用機会均等法・育児・介護休業制度などの法制度の周知と環境整備の徹底を図る必要があります。

施策の体系

施 策

労働・雇用における 法律制度の周知

基本事業

- ① 事業所などへの啓発活動
- ② 次世代育成支援対策に係る制度の周知と活用できる環境整備の徹底



基本事業

① 事業所などへの啓発活動

職場内に存在する男性優位の考え方や、固定的な性別役割分担意識に基づく不平等、不均衡の問題に対し、見直しと啓発を行うとともに、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権侵害に関わる問題について、男女が協力して解決する職場環境づくりを推進します。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
192	労働関係資料の収集と提供	各種労働関係資料を積極的に収集し、広く市民に提供します。	総務課 企画課 商工観光課	○ ◎ ○	
193	各事業所へ情報提供	商工会議所等と協力して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるために、男女雇用機会均等法など各種労働法律関係等の情報を各事業所へ提供します。	商工観光課	◎	
194	民間企業等への啓発の推進	育児休業・介護休業制度の周知、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底、女性のキャリアアップの推進等、企業向け・市民向けセミナーを開催し、意識の高揚を図ります。	企画課 商工観光課	○ ◎	○
53 (再掲)	市職員向けセクシュアル・ハラスメント相談員の配置	市職員向けのセクシュアル・ハラスメント相談員を配置します。	総務課	◎	

② 次世代育成支援対策に係る制度の周知と活用できる環境整備の徹底

一人ひとりが自分にあった働き方が選択できるように、労働時間の短縮、相談体制の充実等、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場環境づくりを推進します。

さらに、市役所は率先して、男性も含め育児・介護休業の取得しやすい職場環境の整備に努めます。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
195	市職員の育児休業・介護休業制度の利用促進	市職員、特に男性の育児休業取得について周知を図り、利用を促すなど、市役所は職場環境のモデルとなって、子育てと仕事の両立支援を図ります。	総務課	○	
196	行政サービス窓口におけるベビーシート等の設置の推進	幼い子どもを連れて市役所で各種手続きを行う場合の便宜を図るため、ベビーシート・ベビーキープ等の器具を計画的に整備します。また授乳室や託児ルーム(オムツ替え等ができる部屋)の設置についても検討を図ります。	財政課	○	
197	延長保育の充実	幼稚園・保育園の通所開所時間外の保育ニーズへの対応を図ります。	学校教育課 こども課	○ ◎	
198	一時保育の充実	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護等の理由により、児童等の保育が困難になった場合の一時預かり保育の実施に向けて検討します。	こども課	○	





施 策 ③ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

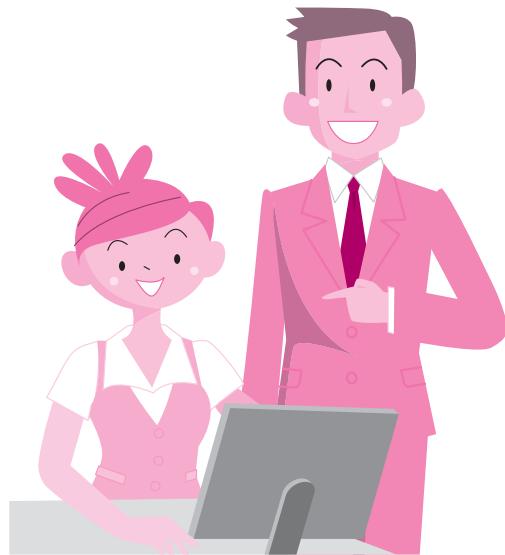
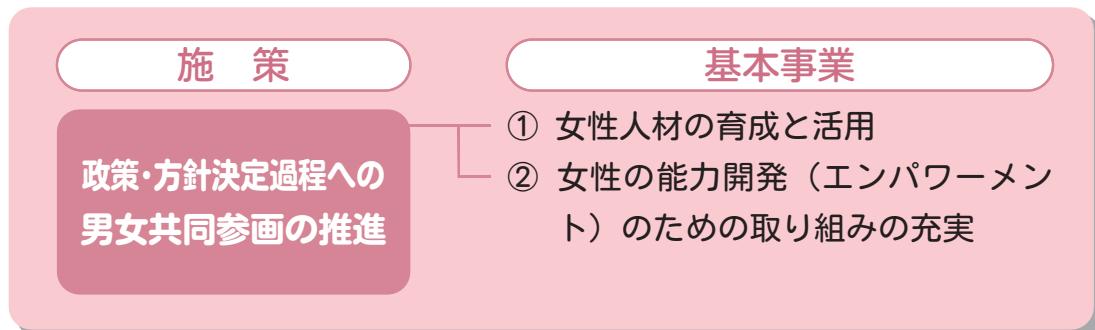
施策の目的

政策・方針決定過程へ男女が共に参画することができ、双方の意見が対等に反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けて、女性人材の育成や意識の啓発を行うとともに、人材バンクを設置するなど、市の審議会等委員への積極的な登用を推進します。

現況と課題

政策・方針決定過程で男女双方の意見が対等に反映されることが重要ですが、現実には、女性の参画率が極めて低い状況にあり、政治や経済、地域社会などの場において、積極的な参画を促す施策や制度の充実が必要です。そのためには、女性自らも社会を支える主体としての自覚と能力を高めていくことが必要です。

施策の体系



基本事業

① 女性人材の育成と活用

関係団体等への協力を得ながら、市内で活躍している女性人材を把握し、人材発掘に努め、意欲ある女性が活躍できる機会の充実を図るとともに、審議会等への女性の目標参画率を2011(平成23)年度までに30%以上とします。また、女性の能力開発の充実や人材発掘・活用などについて自治会等地域活動の組織・団体、事業所へ働きかけを行います。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
199	女性リーダーの育成	各種講座等の内容を充実するとともに、女性の参加を推進し、女性リーダーの育成を図ります。	企画課 関係各課	○ ○	
200	人材バンクの拡充	個人情報の保護に配慮しながら、女性の人材に関する情報を収集し提供するため、人材バンクの拡充を図ります。	企画課	◎	
201	女性団体の育成	男女共同参画の視点から公益的な活動を行う団体・グループに必要な情報を提供し、育成を支援します。	企画課 生涯学習課	◎ ◎	
202	市女性職員の 人材育成・ 職場研修の充実	女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と、能力開発のための参加機会の拡大に努めます。また、女性管理職育成研修など男女が平等に研修を受ける環境づくりに努めます。	総務課	◎	
203	地域活動などの 方針決定の場への 女性の参画促進	自治会やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体の方針決定の場への女性の参画を促進するための啓発を行います。	企画課	○	○
204	審議会等における 女性の登用促進	定期的に審議会等委員の登用状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します。	企画課 全課	◎ ○	○
205	男女共同参画 進捗状況調査	審議会等、事業所、地域での男女共同参画に関する進捗状況を調査します。	企画課	◎	
206	審議会等委員の 公募制の導入	審議会等委員の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な登用を図ります。	総務課 関係各課	◎ ◎	





207	民間企業への啓発の充実	企業、団体等における方針等の決定の場に女性が参画できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を展開します。	商工観光課 企画課	○ ◎	
208	海外派遣事業補助	国際的視野を持った男女共同参画社会づくりのリーダーを養成するため、公的機関が実施する海外派遣事業の助成を実施します。	企画課	◎	○

② 女性の能力開発（エンパワーメント）のための取り組みの充実

あらゆる分野にチャレンジし能力を發揮することができる女性の人材发掘・育成に努め、各分野での女性の参画促進を図ります。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
156 <small>(再掲)</small>	女性のエンパワーメントを目的とした学習の充実	女性が自らの力を發揮するための学習を充実させ、情報を発信します。	企画課 商工観光課 生涯学習課	○ ◎ ◎	
209	女性起業家に対する講座等の情報収集・提供	女性の起業の手助けを図るため、関係機関で開催する講座等の情報を収集・提供します。	商工観光課	○	
210	再就職に関する情報の提供	ハローワークや県、(財)21世紀職業財団と連携し、就職・再就職のための情報を収集・提供します。	商工観光課	◎	
211	再就職講座の開設	結婚や出産・育児等により一旦仕事を辞め、再び働くことを目指している女性を対象に、再就職に必要な能力や意識を育成するための講座を開設します。	商工観光課	○	
212	明るい選挙推進協議会活動	各種選挙が個人の自由意志により、明るく適正に行われるよう、市民の政治意識の向上を図り、適切な方策を企画し、効果的な推進を図ります。	選挙管理委員会	○	○

施 策④ 市役所内推進体制の整備

施策の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランの着実な実施と、目標を達成するためには、市役所内の推進体制を整備し関係各課の連携や調整を図るとともに、職員一人ひとりが男女共同の視点で各種施策の推進に取り組むことが重要です。そのためには、市職員の研修を充実させ、職務を行う上で常に点検、改善を行っていくよう意識の啓発を図ります。

また、目標実現のためには、市民の主体的な参画や自主的な取り組みが必要であり、市民、企業、男女共同参画計画を推進する各団体等との連携を強化し、お互いの協力・協働のもとにプランの推進を図ります。

現況と課題

合併以前の各町においては、専門の係がなく、十分な取り組みができておらず、この分野においては、行政よりも市民組織である女性団体による啓発活動、研修事業が先行していました。合併したことにより、男女共同参画に対する取り組みは、以前よりは専門的に事業を実施できる体制となっています。

平成18年に市長を本部長とした小城市男女共同参画推進本部を設置し、市役所全体での行政課題としての認識をもち、総合的かつ効果的に推進するため、小城市男女共同参画推進本部幹事会、作業部会も設置しました。

市になり初めての取り組みですが、関係各課の一層の取り組みと連携が必要です。

施策の体系





基本事業

① 市役所内推進体制の整備

市役所全体が男女共同参画を積極的に推進する職場のモデルとなるよう、職員への意識啓発と推進体制の整備を図ります。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
213	小城市男女共同参画推進本部	男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	企画課	◎	
214	男女共同参画推進の拠点機能の整備	男女共同参画推進のための拠点機能のあり方を検討します。	企画課	○	
215	市女性職員の登用の推進	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置すると共に、その能力に応じて管理職などへの積極的な登用を図ります。	総務課	◎	
3 (再掲)	市職員研修の実施	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう、研修を行います。特に幹部職員(部長、課長)の研修に力を入れます。	総務課 企画課	◎ ◎	
216	新任研修への男女共同参画に関する研修導入	幼稚園教諭・保育士・病院関係者も含めた新任研修に男女共同参画に関する内容を導入します。	総務課	◎	
217	次世代育成事業の推進	次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進に努めます。	総務課	◎	
218	セクハラ研修の充実	市職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止のための研修を実施し、セクハラ被害「0」の職場をつくります。	総務課	◎	
219	業務における職員研修の充実	男女とも個々の能力開発を進め、行政の諸問題に対応できる人材の育成を図るため、職員研修を充実させます。	総務課	◎	

② 積極的な広報活動の推進

様々な機会を捉え多用な媒体を利用し、また市民にわかりやすく周知できるよう広報活動を推進し市民との協働及び連携体制の一層の充実を図ります。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
220	職員の情報発信能力の向上	担当課のホームページを自ら作成・更新できるようにするなど職員全体のIT活用による情報発信能力の向上を図ります。	情報政策課	◎	
221	市の刊行物等の表現に対する手引きの作成	市の刊行物等の表現に関し、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう手引きの作成について検討します。	企画課	○	
2 電撃	啓発情報誌の発行	啓発情報誌を発行し、男女共同参画意識の啓発や、情報の提供に努めます。	企画課	○	○
222	広聴活動の充実	市長と語る会、パブリックコメント、地域での説明会などの機会を持つことにより、より多くの市民の声を市政に反映するように努めます。	秘書広報課 関係各課	◎ ◎	○
223	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会基本法の目的や基本理念の趣旨を市民に啓発するフォーラムを市民団体との協働により開催します。	企画課	◎	○

③ 条例の整備など制度の拡充

男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりとして、条例制定に向けた研究・検討を行うとともに、男女共同参画都市宣言を行うための検討を進めます。

No.	事務事業	内 容	担当課	状況及び時期	協働
224	法識字 (リーガル・リテラシー) の普及のための学習機会の提供	自分にはどんな権利があり、その権利行使するにはどのような手続きをすればよいかを理解するため、法律や関連制度の存在を知り、その知識を使いこなすことのできる能力の研修会等を開催します。	企画課	○	
225	男女共同参画推進条例の研究	条例制定に向けた研究・検討を行います。また、条例制定の意味を理解してもらうため、男女共同参画ネットワーク等の自主的な学習会等への支援を行います。	企画課	○	○
226	男女共同参画都市宣言実施に向けての検討	市をあげて男女共同参画社会づくりに取り組むことを宣言することを検討します。	企画課	○	